

●サービス利用までの流れ●

介護給付・予防給付を利用したい方

- ①新規でサービスを利用したい方
- ②要介護認定の更新を迎えた方

要介護（要支援）認定申請

要介護 1～5

要支援 1
要支援 2

介護予防ケアマネジメント
（地域包括支援センター）

利用できるサービス

- 予防給付
- 総合事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・いきいき百歳体操

総合事業を利用したい方

要支援 1・2 の認定更新を迎えた方

- ①認定の更新を希望する方
- ②40歳～64歳の方

- ①現在、訪問型サービス・通所型サービスのみを利用しており、今後も同様のサービスのみを希望する方
- ②現在何もサービスの利用がない方

基本チェックリストを実施
（生活状況等についての簡易な質問に回答）

事業対象者

非該当
（自立）

利用できるサービス

- 総合事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・いきいき百歳体操

利用できるサービス

- 総合事業
 - ・いきいき百歳体操

※事業対象者で訪問型サービスと通所型サービス以外の利用を希望する場合は、要介護（要支援）認定申請を行い、認定を受ける必要があります。